

足立区私道防犯灯設置助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内における交通の安全、犯罪の防止及び生活環境整備の見地から、私道上への防犯灯の設置者に対し、予算の範囲内で助成金の交付を行い、住民負担の軽減に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 防犯灯 設置者が国又は地方公共団体以外で、夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置された防犯灯をいう。

(2) 私道 道路法の適用を受けない道路で、常時一般交通の用に供されている民有地に設置された道路をいう。

(助成の要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する私道上等に設置する防犯灯及び設置された防犯灯の取替を助成対象とする。ただし、集合住宅等の敷地内通路に設置するもの及び本要綱に基づく助成を受けて10年未満の防犯灯の取替(機器故障等を除く。)は、対象としない。

(1) 幅員が1.2m以上で道路の両端が公道に接している私道

(2) 幅員が1.2m以上で利用戸数が2戸以上の私道

(3) 学校、幼稚園又は保育園等の公共施設に通じていて、区長が適当と認めた私道

(設置の基準)

第4条 防犯灯の設置基準は、区長が別に定める足立区私道防犯灯設置基準(以下「設置基準」という。)による。

(助成金の額)

第5条 防犯灯設置の助成金の額は、区長が別に定める標準単価額から算出した工事費用(以下「標準工事費」という。)の10分の10に相当する額とする。ただし、現に要した工事費用がこの額に満たないときはその費用額とする。

(助成の対象費用)

第6条 前条の標準工事費には、各申請手続費用及び各工事単価を合わせた費用を含むものとする。

2 工事に必要な測量・遣り方・保安施設並びに検査及び試験等に要する費用は、全て前項の工事単価に含まれるものとする。

(助成の申請)

第7条 助成金の申請は、私道防犯灯設置助成申請書(第1号様式)により、設置工事に着手する前に行わなければならない。

2 助成金の申請を行うもの(以下「申請者」という。)は、私道に独立した柱を建てる工事を行う場合には、申請書の土地使用承諾欄に当該私道所有者の承諾を得た事を証するため、署名をさせなければならない。

3 申請は、私道1系統につき1申請とする。この場合において、同一地区で多数の系統を同時に申請する場合は、原則として同時に申請すること。

(助成の決定等)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、この要綱及び第4条の設置基準に基づき審査を行い、私道防犯灯設置助成決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 区長は、申請内容を承認するときは、私道防犯灯設置助成決定通知書に承認内容を明記する。

3 区長は、申請内容の全部又は一部を承認できないときは、私道防犯灯設置助成決定通知書により、不承認内容とその理由を明記する。

(決定の変更及び取消し等)

第9条 申請者は、助成決定後、設置工事を変更するときは、私道防犯灯設置助成決定変更・中

止願（第3号様式）にてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 申請者は、助成決定後、設置工事を中止するときは、私道防犯灯設置助成決定変更・中止願（第3号様式）にて区長の承認を受けなければならない。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定を変更し、又は取り消し、その理由を私道防犯灯設置助成決定変更・取消通知書（第4号様式）にて申請者に通知する。

(1) 完了検査時に、この要綱及び設置基準に基づいた工事を行っていない場合

(2) 助成の決定を通知した日の属する年度内に完了届が提出されない場合

(3) 虚偽の申請を行った場合

(4) 申請者から私道防犯灯設置助成決定変更・中止願が提出され、区長が適当と認めた場合

(5) 前各号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかった場合

(工事完了届)

第10条 申請者は、設置工事が完了したときは、速やかに完了届（第5号様式）及び当該工事にかかる請求書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 区長は、前条の届出があったときは、設置工事の検査を実施したのち助成金の額を決定し、私道防犯灯設置助成金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

2 申請者は、前項の通知があったときは、請求書兼口座振込依頼書（第7号様式）により区長に助成金を請求しなければならない。この場合において、口座振込依頼書の名義が団体代表者以外の場合は委任状（第8号様式）を提出しなければならない。

(領収書の提出)

第12条 区長は、必要な場合は、当該工事にかかる領収書の提出を求めることができる。

(助成金の返還)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段により助成金を受領した場合

(2) 助成金交付後に、交付決定の変更又は取り消しがあった場合

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年10月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則（22足都工発第2404号 平成23年3月30日部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（23足都工発第2471号 平成24年2月24日区長決定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（30足都工発第4897号 平成31年3月28日区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（5足都道発第5608号 令和6年1月22日区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。